

なごや 市民活動通信



2017
3月号
No.52
無 料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 コミュニティサポーター活躍中！

シリーズ はち丸くんのちょこっと講座 [No.26]

～平成28年の特定非営利活動促進法の主な改正ポイント～



センターニュース



社会課題解決推進イベント「ファーストキフ」を開催しました。

10/30 ファーストキフ・ファミリーサーカス

サーカス観て、NPOへ寄付！



12/18 ファーストキフ・フェスタ

立浪さんの講演を聴いたりNPOと交流して、寄付！



11/13 ファーストキフRUN

マラソン走って、NPOへ寄付！



昨年の10月から12月にかけて開催した「ファーストキフ」、たくさんの市民の方にご参加いただき、ありがとうございました。でも「ローマは1日にして成らず」。今後も、誰かの笑顔のために地域で頑張るNPOの皆さんと、それを応援してみようと思う皆さんとの間に、より多くの「共感」や「信頼」が育つように、その最初のキッカケや機会を、市民活動推進センターとして、たくさん用意していけたらと思っています。

「はじめての寄付」を体験してみて、「NPOもなかなか頑張ってるんだな」とか、「応援したら、よろこんでもらえて、良かったな」と感じていただけた方は、ぜひ、セカンド寄付や継続的な寄付、ボランティアとしての活動参加などにも、チャレンジしてみてくださいね。

■ 特 集

コミュニティサポーター活躍中!!

名古屋市では、地域団体等のみなさんの取り組みを支援するコミュニティサポーターを配置しています。コミュニティサポーターは、地域団体のみなさんのお困りごと・ご相談に応じて、ボランティアやNPO団体の皆さんと地域をつなぐ役割も担っています。

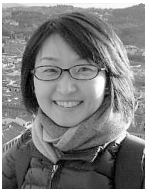
●地域団体からのお困りごと・ご相談の例

- 災害時に近隣同士が声を掛け合い、避難支援ができるルールづくり
- 町内の住民向けチラシによる町内会・自治会加入促進
- 学区広報紙のさらなる魅力向上
- 学区ホームページの管理運営方法の見直し
- 地域の意見交換の場におけるアドバイスや進行 など



●コミュニティサポーターより

内山 智尋 うちやま ちひろ



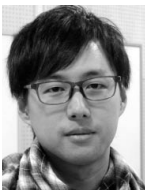
担い手問題や町内会・自治会の活性化、若者との連携など、地域の方々が抱える問題は本当にさまざまです。いろんな事例や経験を基にして、役立ちそうな提案をしながら、地域の方々と一緒に模索し挑戦しています。その中で大切なのは、地域にどんなキーパーソンや社会資源があるかを知り、うまく連携していくことだと感じています。

佐藤 純子 さとう じゅんこ



文化を活かした地域活性化支援のほか、コミュニティセンターでの交流の場づくりや町内会加入促進・担い手育成等について地域の方々と一緒に考えていきます。お話を聞くことで私自身教えていただく事も多く、たいへん勉強になります。地域をよりよくするお手伝いができるよう、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っています。

西村 健 にしむら たけし



「色々困っているけど、何から手を付けたいかわからない」というお話をお聞きしながら、ひとつひとつ解決策を探っていきます。時にはアリの目で、時には鳥の目で、地域のことを考えるように心がけています。地域の力、NPOの力、市民の力を結集させる要になれるよう、これからも地域の皆さんの声に寄り添っていきたくと思っています。

横井 れい よこい れい



地域のコミュニティを活性化していくには、参加者を増やす魅力ある企画や、住んでいる人に地域での活動を知ってもらうための広報が大事だと感じています。地域のつながりをより広げていくため、NPOの方々の力をお借りして、地域の企画力・広報力をより促進していきたいと思っています。一緒に地域を盛り上げていきましょう!

コミュニティサポーター派遣についての相談・お問い合わせなど詳しくは、

■名古屋市公式ウェブサイト「コミュニティサポーターの派遣について」
<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000086792.html>

■各区役所の地域力推進室 まで
 名古屋市市民経済局地域振興課 (TEL:052-972-3120)





名古屋市市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内



3/15 [水]
→ 10:00~12:00

NPO法人のための事業報告書等作成 [アドバイザーによる専門講座]

NPO法人は毎年事業年度終了後、3か月以内に事業報告書等を提出する義務があります。法・定款に則った事業報告書等の作成の体制や計画のたて方など、会員や支援者へ報告するための報告書作成について考えます。

- 講 師：中尾さゆり氏
(NPO法人ボランティアネイバース理事、税理士)
- 定 員：24名(先着順)
- 会 場：市民活動推進センター集会室
- 参 加 費：1000円

NPOアドバイザーによる個別相談のご案内 [無料、要予約]

内 容	日 程	担当アドバイザー
労務	3/10 [金] 14:00、15:00、16:00より各30分	加古朗氏(社会保険労務士)
会計、税務	3/15 [水] 13:00、14:30より各1時間	中尾さゆり氏(税理士)

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意志のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
名古屋市市民活動推進センター
TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
URL: <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>



11月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目 的
ひとつなぎ駒 [千種区]	子供や訪日外国人、留学生などに着物づくりや着付け等を通じ、日本文化の体験、学習、継承の場を提供することで国際交流、文化学習の増進に寄与する



12月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目 的
あいちこども自然学校 [天白区]	学びの場を必要とする児童や生徒に対して、自然体験や文化体験などの事業を行い、様々な背景を持った人々との交流機会を創出することで、現代化・都市化に伴う子どもの成長に係る問題の改善を図り、青少年の健全育成に寄与する
看護の広場 [昭和区]	地域住民に対して、医療の高度化、療養の場やニーズの多様化といった変化に対応し、より良い看護を提供するために、すべての看護職の交流・連携・協働を支援し、看護の質の向上を図ることによって、地域医療の発展に寄与する
きらきら輝くまですよ! [緑区]	障害のある人等に対し、地域でいきいきと安心安全に暮らせるよう事業を行い、暮らしにくさや差別偏見などの問題の解決や改善を図り、適切で良質な支援と差別のない優しい理解と協力にあふれた地域社会や社会資源の構築に寄与する
ユウキ [緑区]	地域住民に対して、地域交流活動の場の提供及び運営並びに地域住民の健康に関する事業を行い、地域交流の活性化と地域住民の精神的及び肉体的な健康の増進、日韓をはじめ国際的な文化交流に寄与する



12月末現在の所管法人数



認証法人数：840法人

認定法人数：16法人

仮認定法人数：4法人





はち丸くんのちょこっと講座

No.26

平成28年の特定非営利活動促進法の主な改正ポイント

平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正されたんだ。平成29年4月1日から施行だけど、内容によって始まるタイミングが違うから注意してね



●すべての法人向け

●認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます

Q: 設立や定款変更の認証時に必要な2ヶ月間の縦覧期間が、1ヶ月間に短縮されるんだね?

A: 名古屋市は平成28年1月からNPO法の特例が適用されていて、縦覧期間は2週間だから、もっと迅速だね



●内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

Q: NPO法人と所轄庁は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るために、積極的な情報公表が努力義務として規定されたんだね?

A: そうだよ。これは改正法の公布の日からだから、平成28年6月7日から施行されているんだ



●貸借対照表の公告が必要になります

Q: 資産の総額の登記が不要になって、法人のホームページなどで公告することになるんだね?

A: すぐには変わるわけじゃないから、今はまだ資産の総額の変更があったら変更登記しないよね



●事業報告書等の備置期間が延長されます

Q: 今は約3年間だけど、約5年間になるんだね?

A: 平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類からだから、平成29年度の事業報告書等から対象になるんだね

●認定・仮認定法人向け

●役員報酬規定等の備置期間が延長されます

Q: 認定NPO法人さんが対象だよな?

A: そうだよ。これは事業報告書等と同じように、約3年間が約5年間になるんだよ



●海外送金等に関する書類が事後提出になります

Q: 認定と仮認定NPO法人が対象だね。いつまで事前届出が必要なの?

A: 平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金等は従来どおりの事前の書類作成と備置、所轄庁への提出が必要だよ



●仮認定NPO法人の名称が変更になります

Q: 「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」になるんだね?

A: 呼び方は平成29年4月1日から変わるけど、基準に変更はないし、今の仮認定NPO法人さんは再度申請する必要もないよ

その他、詳しくは内閣府HP <https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei> を参照してね

スタッフの
つぶやき

スタッフ: 木村

「『ボラみみ』の後ろについでる、字の多い部分」と思われているであろう本誌(なごや市民活動通信)も気付けば通算52号。市民活動推進センターがナディアパークに移転・新規開設されて、今月末で5年が経ちます。歳月、人を待たず。現場で何が必要とされているかを知り、常に新しい挑戦を続けていく必要を感じています。

